

エンディングノート作成等業務委託業者選定公募型プロポーザル説明書

令和8年7月10日

1 業務の内容等

(1) 業務名

エンディングノート作成等業務

(2) 業務の目的

本業務は、高齢者が人生の最期まで自分らしい生活を送ることができるよう、これまでの人生を振り返り、本人の希望や思いを整理し、家族や大切な人に伝えるためのツールとしてエンディングノート（以下「ノート」という。）を作成するとともに、ノートの活用支援及び「終活」の普及・啓発のためのセミナーを開催するものである。

(3) 履行期間

ア ノート作成

協定締結の日から令和11年11月30日まで

イ セミナー開催

各年のノートの納品日から翌年3月31日まで

(4) 業務内容

別紙 基本仕様書のとおり

(5) 費用

ノートの編集、印刷、製本、納品に伴う送料等及びセミナーの開催に係る費用（講師派遣費用を含み、会場代を除く。）は受注者が全額負担する。

(6) 担当課

広島市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号（広島市役所本庁舎2階）

電話：(082) 504-2143

FAX：(082) 504-2136

E-mail：korei@city.hiroshima.lg.jp

2 応募資格

応募資格を有する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していない者であること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (3) 公募の日から受託候補者の特定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。
- (4) 過去3年間以内に地方公共団体からエンディングノート又はそれに類する出版物の作成を受注し、履行完了した実績があること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。

- (6) 暴力団、暴力団員若しくは広島県暴力団排除条例第 19 条第 3 項の規定による公表が現に行われている者又は暴力団、暴力団員と密接な関係を有する者が経営、運営に関係している団体でないこと。

3 プロポーザル説明書等の配布方法

(1) 配布期間

公示日から令和 8 年 7 月 31 日（金）までの閉庁日（広島市の休日を定める条例（平成 3 年広島市条例第 49 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日。以下同じ。）を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

(2) 配布場所

前記 1(6)の担当課

※ プロポーザル説明書等は、広島市のホームページからダウンロードすることができる。
(ホームページ (<https://www.city.hiroshima.lg.jp/>) のトップページ上の「事業者向け情報」→「入札・契約情報」→「入札発注情報」→「プロポーザル・コンペの案件情報」→「令和 8 年度 プロポーザル・コンペ案件」)

4 質問の受付と回答

(1) 質問の受付

基本仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

公示日から令和 8 年 7 月 24 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

イ 提出方法

基本仕様書等に関する質問書（様式第 1 号）に記入の上、電子メール又は FAX で提出すること。

ウ 提出先

前記 1(6)の担当課

(2) 質問に対する回答

前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又は FAX により質問者に直接回答する。また、前記 1(6)の担当課において、令和 8 年 7 月 31 日（金）までの閉庁日を除く日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで閲覧に供するとともに、広島市ホームページに掲載する。

5 応募資格確認申請書の提出

(1) 提出書類

次の書類を 1 部ずつ提出し、応募資格の審査を受けること。

ア 公募型プロポーザル応募資格確認申請書(様式第 2 号)

イ 前記 2 に該当していることが確認できる書類

(7) 法人の定款及び法人の登記事項証明書

- (イ) 広島市税の納税証明書（提出日から起算して3か月以内のもの）
※広島市内に事業所を有していない場合は、申立書（様式第6号）を提出すること。
- (ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（納税証明書その3、その3の2、その3の3のいずれかで、提出日から起算して3か月以内のもの）
- (エ) 過去3年間以内に地方公共団体から広告事業によるエンディングノート又はそれに類する出版物の作成を受注し、履行完了した実績がわかるもの。

(2) 提出期間

公示日から令和8年7月24日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出先

前記1(6)の担当課

(5) 応募資格の確認及び審査結果の通知

応募資格の有無については、前記(1)により提出された公募型プロポーザル応募資格確認申請書等により確認し、審査結果を応募者に通知する。

6 企画提案書の提出

(1) 提出期間

公示日から令和8年7月31日（金）までの閉庁日を除く日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）

(3) 提出先

前記1(6)の担当課

(4) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 企画提案応募申込書（様式第3号）	1部
イ 企画提案書（様式第4号）	9部（正本1部＋副本8部）
ウ その他企画提案を説明するために必要な書類（任意）	9部（正本1部＋副本8部）
エ 応募者の概要及び事業内容等を説明するために必要な資料（任意）	9部（正本1部＋副本8部）

(5) 留意事項

ア 提案は、1者につき1件とする。

イ 応募者の住所、法人名、代表者名は正本にのみ記載し、副本には記載しないこと。応募者の法人パンフレット等を提出する場合は、法人名やロゴなど応募者が特定できないようにすること。法人名等が記載されている場合は、事務局で該当部分を抹消する。

- ウ 企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認める。ただし、部分的な差替えは認めない。
- エ 提出した企画提案書を取り下げる場合は、速やかに「取下願」（様式第5号）を提出すること。また、企画提案書の提出から協定締結までの間に応募資格を満たさなくなった場合にも「取下願」を提出すること。
- オ 提出書類は返却しない。
- カ 提出された応募書類は、企画提案の選定以外の目的で使用しない。ただし、広島市情報公開条例第5条第1項に基づき開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて開示請求者に開示する。

(6) 提案の無効

- ア 本応募説明書に示した応募資格のない者が提出した企画提案
- イ プロポーザル参加者が、令和8年7月31日（金）午後5時15分以後、受託候補者の特定までの間に前記2(3)の広島市競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又は、その他応募資格を満たさなくなった場合
- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- オ 本応募説明書に定める提出書類に虚偽の記載をした場合
- カ 企画提案書の記載項目について、1箇所でも記載がない提案
- キ 企画提案書の記載項目について、記載すべき内容と全く別の内容が1箇所でも記載されていると判断された提案

7 審査方法

(1) 審査

提出された企画提案書について、応募者によるプレゼンテーション（15分程度、質疑応答を含む。）を行うことを予定している。ただし、応募者が1者で、当該者が過去にこの業務を適正に実施した実績を有しているときは、応募者からのプレゼンテーションを省略する。

実施日時等の詳細は、応募者に別途通知する。

プレゼンテーションに用いる資料は、事前に提出された書類のみとする。

(2) 審査委員の構成

審査委員会は、次の職にある者をもって構成する。

委員長 健康福祉局高齢福祉部長

委員 健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課長

健康福祉局高齢福祉部地域包括ケア推進課長

健康福祉局高齢福祉部介護保険課長

健康福祉局高齢福祉部介護保険課事業者指導・指定担当課長

健康福祉局健康福祉企画課長

(3) 受託候補者特定基準

別紙「受託候補者特定基準」のとおり。

(4) 受託候補者の特定

ア 審査委員会での審査の結果、最高得点の企画提案書を提出した者を受託候補者とする。
ただし、審査委員会において、本業務を実施する目的、内容に鑑み、得点の総計が最も高い提案内容が、広島市の求める最低限の基準(60点)に達していないと判断された場合においては、この限りでない。

イ 最高得点者が2者以上あった場合は、審査委員会で協議の上、受託候補者を特定する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、プロポーザル応募者全員に対して審査終了後、通知するほか、広島市ホームページにおいて応募者全員の商号・名称、評価結果(点数)を公表する。

(6) 審査結果の公表

協定の締結後、応募者名、各応募者の審査結果(順位、点数を含む。)を広島市ホームページにおいて公表する。

(7) 審査結果の説明

審査結果に対する質問等は、書面により受け付ける。

ただし、その受付は結果通知から閉庁日を除き7日以内に限る。なお、本市は、質問等に対して、その書面を受け付けてから閉庁日を除き10日以内に書面により回答する。

8 協定

本市は、受託候補者に特定された者と協定締結の協議を行い、協定を締結する。ただし、特定後、当該受託候補者から「取下願」が提出された場合は、次点の評価を得た者を受託候補者として協議を行い、協定を締結する。以降同様の方法により受託候補者の特定及び協定締結を行う。

9 その他

(1) 本プロポーザル手続において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 企画提案書の作成、その他本プロポーザルの参加に要する一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 別紙基本仕様書は本業務の最低要求水準を示したものであり、企画提案書の内容については協定書に内容を記載(添付)し、履行検査に当たっては、同内容を満たしていることを確認する。

10 スケジュール

令和8年7月10日(金) 応募受付開始

令和8年7月24日(金) 応募資格確認及び質問書提出締切

令和8年7月31日(金) 応募締切(企画提案書提出締切)

令和8年8月中旬 審査委員会(受託候補者の特定)

11 資料及び様式

このプロポーザルに関する資料等は、次表のとおり広島市ホームページに掲載する。

プロポーザル応募関係資料等	掲載場所
01 公募型プロポーザル手続開始の公示 02 公募型プロポーザル説明書 03 (応募説明書別紙)受託候補者特定基準 04 (様式第1号)質問書 05 (様式第2号)公募型プロポーザル応募資格確認申請書 06 (様式第3号)企画提案応募申込書 07 (様式第4号)企画提案書 08 (様式第5号)取下願 09 (様式第6号)申立書 10 基本仕様書 11 (参考)広島市広告掲載要綱 12 (参考)広島市広告掲載基準	広島市ホームページ (https://www.city.hiroshima.lg.jp) のトップページの「事業者向け情報」 →「入札・契約情報」→「入札発注情報」 →「プロポーザル・コンペの案件情報」 →「令和8年度 プロポーザル・コンペ案件」 へ画面を展開し、入札案件の添付資料からダウンロードすること。

12 応募先及び問合せ先

前記1(6)の担当課